（国際規制物資の使用に係る変更の届出）

第二条　［略］

2　前項の届出は、法第五十七条の七第二項第六号に掲げる事項の変更を伴う場合には、その内容を記載した書類を添付してしなければならない。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別表第六　核燃料物質の加工の事業に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
（廃止措置として行うべき事項） **第九条の四**　法第二十二条の七の三第一項の原子力規制委員会規則で定める廃止措置は、加工施設の解体、核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄及び第七条第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しとする。 （廃止措置実施方針に定める事項） **第九条の四の二**　法第二十二条の七の三第一項の廃止措置実施方針には、次に掲げる事項を定めなければならない。 一　氏名又は名称及び住所 二　工場又は事業所の名称及び所在地 三　廃止措置の対象となることが見込まれる加工施設及びその敷地 四　前号の施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法 五　廃止措置に係る核燃料物質の管理及び譲渡し 六　廃止措置に係る核燃料物質による汚染の除去（核燃料物質による汚染の分布とその評価方法を含む。） 七　廃止措置において廃棄する核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の発生量の見込み及びその廃棄 八　廃止措置に伴う放射線被ばくの管理 九　廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があつた場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等 十　廃止措置期間中に機能を維持すべき加工施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間 十一　廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法 十二　廃止措置の実施体制 十三　廃止措置に係る品質保証計画 十四　廃止措置の工程 十五　廃止措置実施方針の変更の記録（作成若しくは変更又は第九条の四の四の規定に基づく見直しを行つた日付、変更の内容及びその理由を含む。） （廃止措置実施方針の公表） **第九条の四の三**　法第二十二条の七の三第一項及び第三項の規定による公表は、廃止措置実施方針の作成又は変更を行つた後、遅滞なく、インターネットの利用により行うものとする。	（廃止措置として行うべき事項） **第九条の四**　法第二十二条の八第一項の原子力規制委員会規則で定める措置は、加工施設の解体、その保有する核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄及び第七条第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しとする。 ［条を加える。］

（国際規制物資の使用に係る変更の届出）

第二条　［同上］

2　前項の届出は、法第五十七条の八第二項第六号に掲げる事項の変更を伴う場合には、その内容を記載した書類を添付してしなければならない。

［条を加える。］